

尺土地区防災計画

2022年6月30日作成

尺土自主防災組織協議会

目次

基本方針	3 ページ
目的	3 ページ
1. 地区の概要	
(1) 地区の特徴	4 ページ
(2) 今後想定される災害	5 ページ
2. 防災活動	
(1) 活動目標	6 ページ
(2) 活動体制	6 ページ
別添 組織図	
(3) 平時における防災活動	7・8 ページ
(4) 発災直前における防災活動	8 ページ
(5) 災害時における防災活動	9 ページ
(6) 中長期的な活動予定	10 ページ
3. 地区防災マップ	10 ページ
4. 防災関係施設・資機材等リスト	11 ページ
5. 地区防災タイムライン	12 ページ
6. 結び	13 ページ

基本方針

1. 災害による犠牲者を出さない。
負傷者等を共助で迅速に救助する。
2. 自助と共助を土台に、お互いのプライバシーを配慮しながら、良好な近所付き合いの上に防災体制作りを行う。
3. 地域事業者との協力体制をつくる。
4. 住民の防災意識の向上を図る。

目的

1. 災害から住民の身を守り、負傷者等を迅速に救助する。
2. 住民の災害被害を減じる。
3. 自助と共助で「防災・減災助け合い体制」を作り行政(公助)と連携する。

近年、日本各地で台風、集中豪雨、地震等による大規模な災害が頻発しております。過去の経験から災害の規模が大きくなると、消防等の公的救助活動には一定の対応準備時間を要します。

しかし、負傷者の救助は一刻を争います。

災害発生直後の救助は、周りにいる人しか出来ません。

この「尺土地区防災計画」は、万一発生した災害から住民の身を守り、被害を減じること及び防災訓練を通じ、尺土地区の防災力の向上を目的に自助と共助の取組について作成するものです。

※自助 自分の命は自分で守る意識を持ち、普段から災害への備えをする。

※共助 個々人の力には限界があるので、近隣住民同士が協力して助け合うことで地域の「防災力」を高める。

災害種別	想定	対策
豪雨災害 風水害	<ul style="list-style-type: none"> 葛下川・太田川・東川・農業用水路の越水等による地区大半の浸水 尺土駅のアンダーパス冠水 太田川の越水による国道166号線通行不能 強風による電柱倒壊・屋根瓦の飛散窓ガラスの破損 	<ul style="list-style-type: none"> 堰の開閉により農業用水路の水量調整を行う。 アンダーパスの通行止め実施
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の発生、他に中央構造線（金剛東縁）断層がある 上記地震発生により下記災害が予測 農業用ため池堤の決壊水害 住宅の全半壊、家具類の倒壊 地震に伴う住宅火災の発生 エレベーター停止 電柱・ブロック塀等の倒壊 上記に起因する人的被害の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 堰の開閉により貯水量調整実施 感震ブレーカーの設置（市補助金） 家具の固定の助言 既存木造住宅耐震診断・改修工事（市補助金） ブロック塀撤去改修工事（市補助金）

【参考】地区の過去の災害（例）

災害の名称・種別及び 災害発生日	災害による被害状況と当時の状況
水害1997年	国道166号線沿いの太田川が越水し周辺道路が冠水した。
台風7号・暴風災害 1998年9月22日	<ul style="list-style-type: none"> 暴風（瞬間風速 59.5 m/s）により尺土駅周辺の架線鉄柱12基倒壊・停電発生により近鉄電車不通 電柱倒壊による周辺地域の停電 人的被害2件 <ul style="list-style-type: none"> ①旧新庄町 強風で窓がガラス破損し、雨戸を閉めようとした女性に、その破片が首に刺さり頸動脈が切れ失血死。 ②同町、強風のため玄関ドアを押さえていたところ、ガラスが破損しその破片が太腿部に刺さり失血死。 この強風台風は県内各地に風害をもたらし、室生寺では杉の大木が国宝五重塔に倒れ込み大きく破損させた。
台風21号・暴風災害 2018年9月4日	<ul style="list-style-type: none"> 暴風（関空連絡橋に強風でタンカー衝突）により、長尾神社の立ち木が倒れ道路をふさぎ通行止め。 市スポーツ施設の屋根が損傷し、雨漏り発生。施設使用中止約3カ月。同センター前面道路の電柱が倒れ停電した。

2. 防災活動

(1) 活動目標

1. 住民は、災害に対する備えを行う。（自助の意識向上）
2. 防災訓練を行い、災害対応手順の確認をすることで組織力を向上させる。（互助の意識向上）
3. 地域事業者との協力関係の構築

(2) 活動体制 既存「尺土自主防災組織協議会」、同規約及び「助け合い絆カード」運用ルールに則り平時・有事に対応する

本部長	組織を統括する
副本部長	本部長の補佐及び本部長不在時の代行
・本部	全体調整、関係機関との窓口、被害・避難状況の集約
・情報収集班	地区被害情報の収集・伝達活動 安全な避難経路の把握活動
・安否確認班	住民の安否確認及び安否情報の伝達活動
・消火班	火災発生に対する消火活動（初期消火）
・救出班	安否情報に基づく救出活動
・救護班	救出班と連携して負傷者の手当、救護所への搬送活動
・給食給水班	炊き出し・弁当・飲料水の配給活動
・物資保管配給班	保管物資の在庫管理及び調達・救援物資の配給活動
・避難誘導班	安全な避難ルートを精査し、住民を安全な場所に避難活動
・防犯パトロール班	避難住民宅の空き巣狙い等の防犯活動
・避難場所運営班	指定緊急避難場所（公民館）の運営活動

(3) 平時における防災活動

項目	具体的内容	実施時期等
防災訓練	年1回住民参加の防災訓練を実施する。 防災知識の普及・啓発を行う。	毎年9月第1日 曜日
防災訓練準備会	1. 防災訓練時の各担当の役割と内容を確認する。 2. 災害用資材・保管物資を点検する。	毎年7・8月 最終日曜日
「絆カード」と「避難行動災害時要支援者名簿」作成・更新	自治会の単位、「組」をさらに細分化し、隣接する数軒で「ブロック」を設定し、「ブロック」内で各世帯家族構成を共有する。災害時、ブロック長は「同カード」で安否を迅速に把握する。災害時要支援者の把握。 課題：要支援者のリストアップは出来ているが、一人ひとりに合わせた「個別避難計画」を日常の支援者を交え作成する必要がある。	毎年5月
自主防災組織の連絡網の確認	自主防災組織の連絡網の確認。 誰が→誰に伝達するか。	毎年5月
防災行政無線機の常時電源ON及び同メール配信の登録の周知	防災無線機の電源を常時「ON」状態にし、いつでも緊急放送を受信・聴取するよう周知する。 メール登録することで無線機のない離れた場所でも情報を取得できる。	回覧板で周知
防災知識の普及啓発	1. 各家庭で3日分の水・食料を確保 2. 非常持出品リストの作成と備品の調達 3. 自治体からの補助金を活用する。建物の耐震診断・改修及び感震ブレーカー取替等（市のホームページの情報を回覧板で紹介） 4. 家具の固定及びそのアドバイス	大字行事の景品に 防災グッズを加える
マイ（私の）避難所とその経路の事前確認	避難所（指定避難場所・指定避難所及び地区公民館）の収容人員に限りがあるので、前もって各家庭で指定避難所以外のマイ避難場所（自宅・親戚宅・友人宅）とその経路を検討してもらう。 避難経路に危険因子が無いか（例：河川・用水路と道路の境界線が、道路冠水時でも確認出来るか等）	各家庭で実施 回覧板で周知

「地区防災計画」の見直し	1年間の防災活動を検証し、計画の見直しを行う。	毎年3月頃
--------------	-------------------------	-------

(4) 発災直前（台風・集中豪雨）における防災活動

項目	具体的内容	実施時期
情報収集・伝達	市の防災行政無線の避難情報に従い、尺土地区内防災無線放送や防災組織連絡網等を使用し、住民に対する避難を呼びかける。避難所（指定避難場所・指定避難所及び地区公民館）の収容人員に限りがあるので、それ以外の安全な場所（自宅・親戚宅・友人宅）に避難してもらう。	市防災情報放送受信後
避難経路の安全確認	公民館周辺の避難経路の安全確認実施 個人：自宅～指定緊急避難場所（公民館）及びマイ避難場所	避難放送前
避難場所の受入準備	公民館入口のドアの開錠 公民館の準備品：毛布（10枚）、座布団、懐中電灯 発電機、投光器他	避難放送前
水害発生防止対策	井堰の全開。 小型樋門は閉門し、河川水の流入防止 土嚢の配付	事前
災害時要支援者の支援	その家族及び支援者からの要請に基づき一人ひとりに合わせた「個別避難計画」により対応する。 但し、対応件数に限界がある	適宜

(5) 災害時における防災活動

人的被害を最小化する迅速な救助活動と避難補助を行う。

(阪神・淡路大震災では地震直後に164千人が瓦礫の下敷きとなり、約8割が自力脱出、約27千人を近隣住民が救助、内8割生存。約8千人を消防・警察・自衛隊が救助するも内5割死亡。) / 「防災士教本」より

活動名	担当	活動内容
役員の招集 地区災害対策本部立上	本部長 副本部長	本部長(副本部長)は役員を招集し、防災本部を立ち上げる。
情報収集・伝達	放送担当 情報収集班	災害が発生、もしくは危険が予想される場合には、防災無線や連絡網等を使用し注意喚起する。 危険度上昇により住民に対する避難を呼びかける。 被害状況の把握。
安否確認	安否確認班 隣組長・アパート・マンション 管理者等	地震:住民は「絆タスキ」を玄関ドア付近に掲げる事で「無事のサイン」と見なし、安否確認を迅速化する。 「絆タスキ」を掲げていない住居の声掛けを行い安否の再確認を行う。
負傷者等の救出	救出班・救護班	救出者は周囲の安全確認を行う。 問題が無ければ、近隣住民と協力して負傷者の救出にあたる。
災害時要支援者を支援	安否確認班 救護班	日常の支援者と協力して活動を行う。
避難所の運営	本部・全班	避難者受付名簿の設置、行政機関等との折衝、感染症対策の実施 水・非常食の配付、炊き出しの実施 トイレ、ゴミ、汚物等の処理
防犯活動	防犯パトロール班	空き巣等の犯罪防止の為の見廻り。単身高齢者宅の戸締り確認等

その他対策

停電 発電機2機の運転

都市ガス供給停止 卓上簡易コンロ(カセットボンベ)

断水 井戸所有者に対する井戸水供給依頼(構想レベル)

公民館の収容人員超過 空きガレージの使用許可依頼(構想レベル)

(6) 中長期的な活動予定

課題	内容	達成目標・時期
避難所運営研修（公民館）	自治体が開催する研修会に参加する。	葛城市役所より連絡を受ける
災害時要支援者の「個別避難計画」の作成検討	プライバシーに関する問題があるので、該当する世帯の意向に従い支援者と課題を整理する	
防災士の育成・最新情報の取得	防災士の資格者増員と既取得者が研修会に参加し知識・技能の向上を図る。	葛城市役所・市防災士会
地元企業・事業者との災害発生時の相互協力	双方何ができるかの確認	未定
行事を子ども中心に据える見直し	既存行事に子どもを参加させ保護者の参加を呼掛ける。フェスタの食事提供は炊き出し訓練に通ず。 例) 門松づくり	PTA と連携
医療・保育・警察・消防等の定年退職者のボランティア登録制度	災害時の安心安全課題に対応できる人材の確保 負傷者の手当・要支援者の援助・防犯対策	未定
マイ・タイムラインの作成の勧め	台風・豪雨など自然災害から身を守るため、住民が適切な避難行動を取る計画づくり	防災訓練の準備会にて実施

3. 地区防災マップ

<葛城市地域防災マップ（葛城市役所発行）> 参照

4. 防災関係施設・資機材等リスト

(1) 避難所 (直通電話は都度設置のため、市役所の代表電話となります。)

類別	施設名	住所	避難所開設者	電話番号
指定緊急避難場所	公民館尺土分館	尺土 213-12	区長	48-5963
福祉避難所	磐城小付属幼稚園	南今市 50-1	市長	69-3001
指定避難所	白鳳中学校体育館	長尾 14-1	市長	69-3001
指定緊急避難場所	尺土ふれあい公園		区長	

(2) 関連機関・施設の連絡先

類別	施設名	住所	電話番号
市町村	葛城市役所	葛城市柿本 1 6 6	69-3001
医療機関			
消防署	葛城消防署	葛城市中戸 4 7 5	69-7171
警察	高田警察署	大和高田市神楽 3-1-9	22-0110
電気(緊急)	関西電力配送電(株)高田配電営業所	大和高田市東中 2-1-1	0800-777-3081 (24時間対応)
ガス(緊急)	大和ガス	大和高田市旭南町 8-36	22-6230
水道	葛城市水道局	葛城市竹内 1083	48-4707

(3) 保有防災資機材リスト(詳細別紙)

物品	数量	保管場所	備考
ガソリン発電機	2		
ガソリン携行タンク	2		
テント			
ハンドマイク			

5 地区防災タイムライン

●□□自主防災組織タイムライン（水害版）

警戒レベル（気象庁発表）		尺土自主防災組織	住民（浸水想定区域）	葛城市
5	緊急安全確保	・命を守るための最善の行動をとる	同左	緊急安全確保
4	避難指示	行政の避難情報に従い地区防災無線により避難呼掛け	一般住民は危険な場所から避難する	避難指示
3	高齢者等避難	・災害対策本部立上りの判断 ・高齢者等災害時要配慮者呼掛け ・河川等の状況確認 ・尺土公民館の開放	高齢者等災害時要配慮者は危険な場所から避難開始	高齢者等避難指示
2	大雨・洪水・高潮注意報	・役員への連絡		
1	早期注意報			

※水利委員会の対応：レベル1でため池の水位低下を行う水門開放判断

※堰の管理者の対応：レベル2で河川・用水路の水位低下を行う堰開放の判断

●□□自主防災組織タイムライン（地震版）※震度6弱以上を想定

	経過時間	一般的な出来事	尺土自主防災組織	住民	葛城市
初動対応	発災後	地震発生 建物倒壊、出火が始まる 停電、断水、ガスが止まる 救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	・身の回りの安全確保 ・情報収集 ・初期消火活動 ・災害対策本部立上り判断 ・安否確認 ・被害情報収集 ・地区の見回り ・公民館の安全確認の上避難所開設	・身の回りの安全確保 ・火元確認、出火防止 ・通電火災 ・被災者等は指定緊急避難場所に参集	・初動体制の構築 ・救急救命活動 ・ライフラインの機能維持
応急対応		被害の中心地や範囲が判明 自衛隊が到着 広域火災が鎮火、停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存低下	・安否確認／救出救護 ・行政との連携 ・避難場所（公民館）の運営 ・給水／給食 ・生活物資の配給	指定避難所へ移動	・応急対策 ・本格復旧準備 ・通常業務の一部再開
復旧期		行方不明者の捜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧		被災者は生活再建の準備（災害見舞金の申請等）	・被災者の生活再建支援 ・通常業務の本格再開
復興期	1か月後	仮設住宅入居開始	災害対策本部解散		

6. 結び

2013年「災害対策基本法」の改正で、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。

この度、生活安全課の当該計画作成の勧めを受け、既存の「尺土自主防災組織協議会」の規約・活動を基に「尺土地区防災計画」を作成しました。

この計画作成過程で課題となったのは計画に盛り込む活動量と自主防災組織のマンパワーのバランスです。組織のマンパワーに比べ活動量の多さが懸念されますが、「地域のコミュニティー力」（共助）向上により必ずや解決できると確信しております。

今後も防災訓練・サマーフェスティバル・子どもだんじり祭り等の各種行事を通じて人々が交流し、顔見知りの関係を多く作ることで「地域のコミュニティー力」が培われ、災害に強い町づくりに繋がると確信しております。

添付

- ・ 尺土自主防災組織協議会規約
- ・ 尺土自主防災組織表
- ・ 助け合い「絆」カード
- ・ マイ・タイムライン（例）

以上

尺土自主防災組織協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、尺土自主防災組織協議会（以下「尺土防災会」という）と称する。

(目的)

第2条 尺土防災会は、阪神淡路大震災の教訓から、広域の大災害が発生した場合、人的資源に制約のある公助の救援が遅れる可能性を考慮し、「自分たちの町を自分たちで守る」観点から自主的な防災組織を結成し、防災・減災活動にあたりると共に、平時において防災に関する知識の普及活動を目的とする。

(事業)

第3条 尺土防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災・減災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、安否確認、救出・救護、避難誘導、応急手当、給食給水、防犯、避難場所の運営に関すること。
- (3) 防災巡視に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資材・機材等の備蓄に関すること。
- (6) 人命救助・物資配給等に係る基本調査の実施に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に関すること。

(組織)

第4条 尺土防災会は、目的及び事業を推進するために次の組織を設ける。

- (1) 本部
- (2) 物資保管管理・配給班
- (3) 情報収集班
- (4) 消火班
- (5) 救出班
- (6) 救護班
- (7) 避難誘導班
- (8) 給食給水班
- (9) 安否確認班

尚、(2)から(9)の各班は、各班相互間の連絡・連携の重視、機能の迅速化を図るため本部の直轄組織とし、活動するものとする。

(役員)

第5条 尺土防災会に次の役員を置く。

(1) 役員

本部長（区長）	1名
副本部長（副区長）	2名
班担当役員（協議委員）	10名
班長（各種団体役員等）	各班数名

但し、避難誘導班班長を除く。

役員は立候補制を採らず、大字尺土協議委員及び各種団体役員等を充てる。

(2) 役員以外に次の運営委員を置き役員を補佐する。

副班長（各種団体役員等）、避難誘導班班長（各隣組長）	各班数名
----------------------------	------

(3) 上記以外に次の役職を置くことが出来る。

相談役	(市議会議員又は区長経験者)	若干名	
顧問	協議委員会顧問	若干名	
参与	防災士資格者、警察・消防・看護関係経験者		若干名

(任期)

第6条 役員、運営委員、相談役及び顧問の任期は、役員総会から1年間とする。

但し、再任は妨げない。又、各種団体役員等で尺土防災会の役員又は運営委員に就任した者が、その出身団体の役員任期を満了する場合は、後任の役員が尺土防災会役員の残期間を引き継ぐ。

(業務)

第7条 役員・運営委員(副班長・隣組ブロック長)の分掌業務は次のとおりとする。

- (1) 本部長は尺土防災会を代表し会務を統括する。災害発生時には応急対策の指揮を執る。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は不在のときはその職務を代行する。
- (3) 担当役員は、担当する班の任務が円滑に遂行出来るよう各班との連携、情報の共有を担う。
- (4) 班長は、担当役員と協力して班の任務遂行及び会務の処理を行う。
- (5) 隣組ブロック長は隣組長と協力して、自ブロックの隣組員の安全を図り、避難誘導、人命救助、物資配給等の任務にあたる。
- (6) 相談役及び顧問は、本部長の諮問に応じ、意見を述べる事が出来る。
- (7) 参与は、知識・経験を生かして本部長の諮問に応じ、意見を述べ各班の執行に協力する。

(会議)

第8条 尺土防災会の会議は、役員会及び連絡会とする。

(1) 役員会は、本部長、副本部長、役員及び班長で構成する。

(協議委員は大字尺土での呼称、防災会では役員と呼称する。)

但し、本部長は必要に応じ相談役を加えることが出来る。しかし、議決には参加しない。

(2) 連絡会は、本部長がその都度指名するメンバーで構成する。

(招集)

第9条 前条の会議の招集は次により行い、議長には本部長があたる。

(1) 役員会は、年1回7月に本部長が招集し開催する。

(2) 役員会は、本部長が必要と認めたとき本部長が招集し開催する。

但し、3分2以上の役員が必要と認めたとき本部長が招集し役員会を開催する。

(3) 連絡会は、本部長が必要と認めたとき本部長が招集し開催する。

(会議の成立)

第10条 役員会は、役員過半数以上が出席したときに成立する。

(議決)

第11条 議事の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(防災計画)

第12条 尺土防災会は、災害による被害の拡大防止及び軽減を図るため、「地区防災計画」を作成し、防災訓練等の実施により見直しを行う。

(雑則)

第13条 この規約に定めない事項で、尺土防災会の運営に必要な事項は、本部長が役員会に諮り定めるものとする。

(規約の改廃)

第14条 尺土防災会規約の改廃は、役員会に諮り決定する。

(予算)

第15条 尺土防災会の運営に必要な予算は、大字尺土協議委員会の決定に従うものとする。

(附則)

- ・この規約は、2007年11月25日から施行する。
- ・2017年7月23日改正。
- ・2023年8月20日改正。

以上

2023年度 尺土自主防災組織協議会役員

対策本部	本部長	副本部長	相談役	顧問	吉田新之助	小林 英治
	増田 文康	齋木 康義			杉岡 正則	稲内 豊喜

班名		班長		副班長	
情報収集班	齋木 康義	吉田 恭教 (自警団)	熊田 耕三(自)	<各隣組長・自治会長>	
安否確認班	金井 謙友 (写真記録担当)	増田 誠宏 (民生児童)	増田 知也(自)	林 正幸(寿)	辻本八栄子(寿)
消火班	土谷 宗伯	松下 浩 (自警団)	増田 繁利(民)	筒井 籌子(寿)	<各隣組長・自治会長>
救出班	杉岡 正則	村島 友則 (自警団)	増田 智宏(自)	吉田 満子(寿)	
救護班	高木 憲良	西田 美穂 (PTA)	上川 裕輝(自)		
給食給水班	近藤 太	乾 佐江子 (PTA)	西村 祐二(自)	井上 隆章(寿)	
物資保管配給班	糸永 洋	古川 剛(寿)	中川 貴雄(自)	欠員 (寿)	稲内 豊喜
			前田 俊江(P)		菅沼 義治
			直原 恭子(P)	岩井 泰子(ツ)	
			村井 静代(ツ)	谷山 房子(ツ)	
			宮崎 康則(寿)		小林 英治
			佐藤 吉男(寿)		

班名		班長	
担当協議員	統括班長	長谷川一史③	内田芳樹⑤
中川 修一		坂口政之④	石井清彦⑥
大島八十男		篠原博子⑭	原田雄晴⑯
		田中利光⑮	高島伯史⑰
		當麻良平⑳	田村幸寛㉑
			※アンダーラインは代表隣組長
		家弓忠嗣①	谷山和央⑦
		北野和子②	吉田忠昭⑧
		植島康夫⑫	藤本美和⑱
		森本仁章⑬	今敷豊和⑲
		手島秀樹⑳	増田得志彦㉒
			片桐 剛(日)
			濱田明良㉓
			川端 俊二(リ)

※避難誘導班の班長は、情報収集班、安否確認班の副班長も兼ねる。

※構成組織及び略称：協（尺土協議委員会）、民（民生児童委員）、自（尺土自警団）、寿（尺土寿幸会）、P（尺土小幼PTA）、ツ（尺土つどいの広場）、丸数字（隣組長）、日（日立団地）、リ（リバテイ参）、サ（サンシャイン）

2022年以降用

助け合い「絆」カード

[隣組用]

[西暦] 年

組 /

尺土自主防災組織協議会（尺土防災会）

隣組長名	電話	住所 尺土	番地
ブロック長名	電話	住所 尺土	番地

氏名 構成	全体人数			全体人数から差し引いた人数			
	男性	女性	合計	幼児	小学生	75歳以上	要援護者
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							

目的・最近発生した大災害の経験から、被害が広範に及ぶと消防等の公的救助活動は一定の時間が経過しないと始まりません。しかし、負傷者の救助は一刻を争います。

災害発生直後の救助は、周りにいる人しか出来ません。

このため「絆カード」を作成し、ブロック単位の世帯構成を確認・共有しあう事で、「誰一人取り残さない」迅速な救助活動および円滑な援助の物資配給等に役立てます。

運用・作成された“助け合い「絆」カード”は、尺土防災会本部長（区長）が全カードを、班長（隣組長）が自組カードを保管し、各ブロック長に担当分1部を配付し、各保管管理する。

- ・班長（隣組長）は、5～8世帯程度を1ブロック構成として“助け合い「絆」カード”を作成します。尚、家族構成に異動があった場合、その都度“助け合い「絆」カード”を修正し、本部長とブロック長に報告します。
- ・ブロック長は、自ブロックの“助け合い「絆」カード”を保管・管理・掌握し、家族構成等に異動があった場合、その都度“助け合い「絆」カード”を修正し、班長（隣組長）に連絡します。
- ・ブロック長の任命はブロック構成員の了解を得て行う。
- ・毎年作成する。

(注) 幼児・要援護者とは、避難時に介助・介添えを必要とする人をいい、構成人数の内訳とする。

※プライバシー保護対象書類（不要となった場合は裁断処分をお願いします。）

助け合い「絆」カード

尺土自主防災組織協議会 (尺土防災会)

西暦 年

アパート/マンション名

災害時の連絡責任者		連絡電話	その他
号室			
氏名			
人数	男		
	女		
合計			
合計の内	幼児		
	小学生		
	75歳以上		
	要援護者		

目的・最近発生した大災害の経験から、被害が広範に及ぶと消防等の公的救助活動は一定の時間が経過しないと始まりません。

しかし、負傷者の救助は一刻を争います。災害発生直後の救助は、周りにいる人しかできません。

このため「絆カード」を作成し、ブロック単位の世帯構成を確認・共有しあう事で、「誰一人取り残さない」迅速な救助活動

および円滑な援助物資の配給等に役立てます。

運用・作成された“助け合い「絆」カード”は、常に災害発生時に備え尺土防災会に提出する。(毎年作成)

・提出された“助け合い「絆」カード”は、災害時の連絡責任者が1部を、また1部を尺土自主防災本部長(区長)が保管する。

災害発生時の連絡責任者

・連絡責任者は、作成した“助け合い「絆」カード”を保管・管理・掌握し、組織的な人命救助や物資配給などに活用する。

・連絡責任者は、各戸の構成を“助け合い「絆」カード”に反映し、1部を連絡責任者保管用に、1部を尺土防災会本部長(区長)に提出する。

・尚、各戸の変更(家族構成、住居の移動など)があれば、その都度、“助け合い「絆」カード”を修正し、尺土防災会本部長へ連絡する。

(注)幼児・要援護者とは、避難時に介助・介添えを必要とする人をいい、構成人数の内訳とする。

※プライバシー保護対象書類(不要となった場合は裁断処分をお願いします。)

例) 尺土 我が家のタイムラインシート (台風・集中豪雨)

①家族でハザードmapを参考に自宅周辺の自然災害の発生可能性を認識し、自宅外避難の必要性避難場所を考える。②避難は、災害の種類・季節・時間等により対応が多様となる。

家族構成： 人		我が家の災害リスク			
	避難先	移動時間	対象災害に○		
			洪水	暴風	(地震)
避難先①		分			
避難先②		分			
指定緊急避難場所		分			
指定避難所		分			

※避難場所：災害が発生又は発生する恐れがあり、その危険から逃れるための場所

※避難所：災害の発生又は恐れがあり被害を避けるため必要な期間滞在する施設

※公的施設は避難者が集中する可能性があります。

近くに安全な避難先(親戚・友人宅)がある場合は、避難先として検討する。

平時の備え	防災情報源	行政防災無線(アドレス登録でmail通知あり)・テレビ・ラジオ・スマホアプリ
	避難準備品の用意と備品一覧表作成	持出品(水・食料・着替え・治療薬・貴重品・玩具・コロナ対策品等)リストを作成し、リュック1個に納める
	避難訓練に参加	ハザードmapで自宅周辺の自然災害危険度を確認
警戒レベル	避難情報	対応内容
1	早期注意情報	(2~3日前) 家族の予定確認、災害伝言ダイヤル1771使用方法 ・気象予報の確認・自宅周辺の飛ばされ易いモノの整理と固定 ・備蓄品及び非常時持出品の確認と補充(車の給油、土嚢準備等)
2	大雨・洪水・暴風注意報	(気象状況の悪化) ・気象情報の確認と自宅周辺への影響度を考える ・影響度大の可能性⇒家族に注意喚起
3	高齢者等避難(市町村発令)	警報発令(災害の恐れあり)自宅への影響度大であれば高齢者等は避難 ・自宅周辺の安全確認をする。(道路の側溝の水位、風の強さ等) ・避難に適した服装に着替え、非常時持出品リュック携行 ・出来るだけ一人避難や夜間を避け、家族や近所の人と避難所へ ・避難スイッチON ・別居家族に避難先連絡
4	避難指示(市町村発令)	・自宅への影響度大であれば避難 ・自宅周辺の安全確認をする。(道路の側溝の水位、風の強さ) ・避難に適した服装に着替え、非常時持出品リュック携行 ・出来るだけ一人避難や夜間を避け、家族や近所の人と避難所へ ・避難スイッチON ・別居家族に避難先連絡
5	緊急安全確保(市発令)	・避難できていない場合は、自宅内で安全を確保できる場所へ移動

避難スイッチ：避難行動を開始する我が家の目安(防災行政無線の避難指示、家の前の用水路が危険水位、暴風警報発令等の具体的な事象を決めておき躊躇なく行動開始) 以上

尺土 我が家のタイムラインシート(台風・集中豪雨)

①家族でハザードmapを参考に自宅周辺の自然災害の発生可能性を認識し、自宅外避難の必要性避難場所を考える。②避難は、災害の種類・季節・時間等により対応が多様となる。

家族構成： 人			我が家の災害リスク		
	避難先	移動時間	対象災害に○		
			洪水	暴風	(地震)
避難先①		分			
避難先②		分			
指定緊急避難場所		分			
指定避難所		分			

※避難場所：災害が発生又は発生する恐れがあり、その危険から逃れるための場所

※避難所：災害の発生又は恐れがあり被害を避けるため必要な期間滞在する施設

※公的施設は避難者が集中する可能性があります。

近くに安全な避難先（親戚・友人宅）がある場合は、避難先として検討する。

平時の備え	防災情報源	
	避難準備品の用意と備品一覧表作成	
	避難訓練に参加	
警戒レベル	避難情報	対応内容
1	早期注意情報	
2	大雨・洪水・暴風注意報	(気象状況の悪化)
3	高齢者等避難(市町村発令)	
4	避難指示(市町村発令)	
5	緊急安全確保(市発令)	

避難スイッチ：避難行動を開始する我が家の目安（防災行政無線の避難指示、家の前の用水路が危険水位、暴風警報発令等の具体的な事象を決めておき躊躇なく行動開始） 以上